

シリーズ	面白いほどよくわかる！調剤報酬（令和6年度改定版）
書籍名	vol.3 薬学管理料編-前編-

訂正日	頁数	場所	訂正前	訂正後
R6.9.27	P.32	下段	対応方法を変えるように法令で規定	対応方法を変えるように通知で規定
R6.9.27	P.33	下段	法令内でこれを参照しましょう	通知内でこれを参照しましょう
R6.9.27	P.40	上段	下記にまとめておきます。	まとめておきます。
R6.9.27	P.50	下段	対応方法を変えるように法令で規定	対応方法を変えるように通知で規定
R6.9.27	P.52	下段	特定検診情報	特定健診情報
R6.9.27	P.57	上段	服薬指導料	服薬管理指導料
R6.9.27	P.75	中段	(表の中)調剤後薬剤管理料1・2	調剤後薬剤管理指導料1・2
R6.9.27	P.86	下段	患者からの依頼での算定できなくなりましたが、	患者からの依頼での算定はできなくなりましたが、
R6.9.27	P.90	下段	特定薬剤管理指導加算3	特定薬剤管理指導加算3(イ)
R6.9.27	P.102	中段	令和6年改定で、P.83から解説している、『情報提供』に関する加算は、すべて特別な『情報提供』だということで、別で算定可能となっています。(P.106)	P.83から解説している『情報提供』に関する加算は、特別な『情報提供』だということで、令和6年改定では、すべて別で算定可能となっています。(P.106) ※以前はできるもの、できないものがあつた。
R6.9.27	P.107	下段	(表の中)調剤後薬剤管理料1・2	調剤後薬剤管理指導料1・2
R6.9.27	P.115	上段、下段	『外来服薬支援料』の業務を行うことが可能。	『外来服薬支援料1』の業務を行うことが可能。
R6.9.27	P.115	下段	『外来服薬支援料』による一包化を行うため、	『外来服薬支援料1』による一包化を行うため、
R6.9.27	P.116	上段	『外来服薬支援料』による一包化を行うため、	『外来服薬支援料1』による一包化を行うため、
R6.9.27	P.117	上段	名前変更	名称変更
R6.9.27	P.121	上段	『外来服薬支援料』	『外来服薬支援料1』
R6.9.27	P.121	上段	よって、単独の別レセプトとして作成することになります。	(削除)
R6.9.28	P.22	上段	追加の『情報提供』が目的のもの	調剤時以外での『情報提供』が目的のもの